

# 平成30年3月31日に経過措置が終了する消防法施行令等の改正について（平成27年4月1日施行）

## スプリンクラー設備・自動火災報知設備の設置基準等、社会福祉施設の用途区分の見直し

### ○改正概要

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災、平成25年2月に長崎県長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災を契機に用途区分の見直し、消防用設備等の設置基準等6項目の改正がなされました。

消防用設備等の設置基準改正（下記項目1～3）については、施行日時点で既存・工事中等の施設については、改正基準に適合していただくため平成30年3月31日までの「経過措置期間」を設けていますが、当該期間終了後（平成30年4月1日～）において改正基準に適合していない施設については、消防法令違反となりますのでご注意ください。

	(5) 項イ	(6) 項イ
	旅館・ホテル・簡易宿所等	病院・診療所等 (利用者を入居させ、又は宿泊させるもの)
自動火災報知設備	300㎡以上 ⇒ <u>すべて</u>	

	(6) 項ロ(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	(6) 項ハ(1)、(2)、(3)、(4)、(5)
	自力避難困難者入所福祉施設等	高齢者福祉施設、児童養護施設等 (利用者を入居させ、又は宿泊させるもの)
自動火災報知設備	改正なし(すべて)	300㎡以上 ⇒ <u>すべて</u>
スプリンクラー設備	(6) 項ロ(1) ⇒ <u>すべて</u> (※延焼を抑制する機能を備える構造の施設を除く) 及び(3) (6) 項ロ(2) ⇒ 介助がなければ避難できない者を中心として入所させるもの(※同上) 及び(4)、(5)	改正なし(平屋建て以外6,000㎡以上)
火災通報装置 (感知器連動起動)	<u>すべて</u>	

## 1. スプリンクラー設備の設置基準の見直し

令別表第1 (6) 項ロに掲げる防火対象物又はその部分については、従前、延べ面積275平方メートル以上から設置義務がありましたが、この改正により延べ面積に関係なくスプリンクラー設備の設置が必要となります。

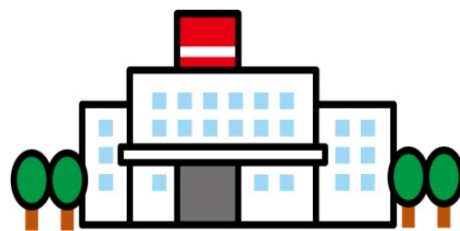
なお、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造を有するものは除きます。

## 2. 自動火災報知設備の設置基準の見直し

面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要な防火対象物、又はその部分に次のものが追加されました。

〈令別表第1〉

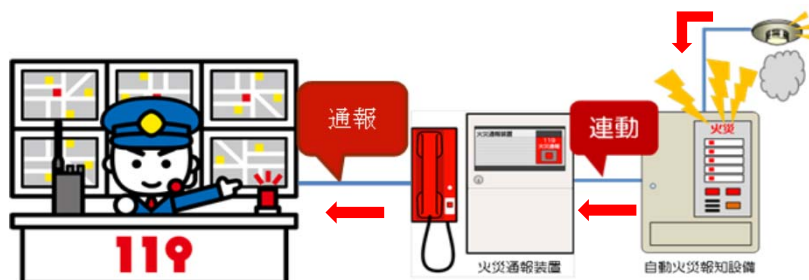
- ・ (5) 項イ 〔旅館、ホテル、簡易宿所等〕
- ・ (6) 項イ 〔病院、診療所等〕
- ・ (6) 項ハ 〔(6) 項ロ以外の高齢者福祉施設等で利用  
者を入居させ又は宿泊させるものに限る。〕
- ・ (16の2) 項に掲げる防火対象物で (5) 項イ並びに (6) 項イ及びハ  
(利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。) に供されるもの。



## 3. 消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動義務化

令別表第1 (6) 項ロ及び(6) 項ロ部分が存する(16) 項イに設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知機の感知器の作動と連動して起動するものとされました。

なお、自動火災報知機の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあつては、この限りではありません。



## 4. 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象の追加

令別表第1 (5) 項イ、(6) 項イ及びハ（利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。）並びにこれらの用途に供される部分が存する (16) 項イに掲げる防火対象物における自動火災報知設備の設置義務化に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設の対象が追加されました。

## 5. 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の見直し

面積に関わらず、消防用設備等を設置した際、消防機関の検査を受けなければならない防火対象物として、次のものが追加されました。

〈令別表第1〉

- ・ (2) 項イ 〔カラオケ店等〕
- ・ (5) 項イ 〔旅館、ホテル、簡易宿所等〕
- ・ (6) 項イ 〔病院、診療所等〕
- ・ (6) 項ハ 〔(6) 項ロ以外の高齢者福祉施設等（利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。）並びにそれらの部分が存する(16) 項イ、(16の2) 項及び(16の3) 項〕

## 6. 社会福祉施設の用途区分の見直し

令別表第1(6)項八とされていた軽費老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業を行う施設のうち、避難が困難な要介護者の入居又は宿泊が常態化している施設は(6)項口になるとされました。(下表「消防法施行令別表第1の用途区分の改正」参照) ※新しく用途区分が追加・変更された施設を**太字下線**で掲載しています。

(旧)平成27年3月末まで	(新)平成27年4月1日から
<b>(6) 項口 (自力避難困難者入所福祉施設)</b>	
<p>老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(一部)、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設</p> <p>認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障がい者入所施設、障がい者支援施設、共同生活介護を行う施設</p>	<p>(1) (高齢者施設) 老人短期入所施設養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、<b>軽費老人ホーム</b>、有料老人ホーム、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、<b>小規模多機能型老人共同生活援助事業を行う施設、その他これらに類するもの</b></p> <p>(2) (生活保護者施設) 救護施設等</p> <p>(3) (児童施設) 乳児院等</p> <p>(4) (障がい児施設) 障がい児入所施設</p> <p>(5) (障がい者施設) 障がい者支援施設、短期入所を行う施設又は共同生活援助を行う施設</p>
<b>(6) 項八 (高齢者福祉施設、児童養護施設等)</b>	
<p>老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(一部)、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、</p> <p>更生施設、助産施設、保育(園)所、児童養護施設、障がい児入所施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設、児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設、身体障がい者福祉センター、障がい者支援施設(一部)、地域活動支援センター、福祉ホーム(障がい者のための)生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設</p>	<p>(1) (高齢者施設) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、<b>その他に類するもの</b></p> <p>(2) (生活保護者施設) 更生施設</p> <p>(3) (児童施設) 助産施設、保育(園)所、<b>幼保連携型認定こども園</b>、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、<b>一時預かり事業を行う施設、家庭的保育事業を行う施設、その他これらに類するもの</b></p> <p>(4) (障がい児施設) 児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設、児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設</p> <p>(5) (障がい者施設) 身体障がい者福祉センター、障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、(障がい者のための)生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設</p>

## 消防用設備等の設置にむけて

法令改正が該当している施設では、経過措置期間内に必要とされる消防用設備等の設置が終わるよう消防用設備工事業者から見積もりを取得するなど計画的に進めていただきますようお願いします。

詳しくは、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問合先】 しょうぼうほんぶ ニライ 消防本部 よぼうか 予防課 よぼうかかり 予防係

住 所 嘉手納町字屋良 1220 番地

電 話 098-956-9924

F A X 098-956-9944

E-mail [yobou@nirai119.jp](mailto:yobou@nirai119.jp)

